

中国の国家新戦略と高等教育改革

石橋 一 紀

目次

はじめに

- 1 中国の国家戦略の推移—憲法学の観点から—
 - (1) 1982年憲法と「改革・開放」戦略の定着
 - (2) 1982年憲法の改正と中国の国家戦略
- 2 中国高等教育法制の展開と現行法体系
 - (1) 前史—1982年憲法以前
 - (2) 現行憲法下における教育法整備
 - (3) 現行教育立法体系
- 3 高等教育改革の展開
 - (1) 大学のM&A戦略
 - (2) 大学の大衆化戦略
 - (3) 大学の重点化戦略—プロジェクト211工程・985工程
 - (4) 大学の民間活力導入戦略
- 4 高等教育改革をめぐる諸課題
 - (1) 教育資源の不足
 - (2) 学費納入問題

まとめにかえて —中国高等教育改革の行方—

附・「中華人民共和国高等教育法」(試訳)

参考文献

はじめに

「改革・開放」以来、中国は段階的に市場原理を導入してきた。この間の経済発展と制度改革の進展には目をみはるものがある。とりわけ、鄧小平の「南巡講話」とこれを受けて示された中共14全大会政治報告が、「社会主義市場経済」による90年代以降の飛躍的な経済発展をもたらすきっかけとなったことは周知のとおりである。

しかし、「社会主義」と「市場経済」という、原理的には相容れないはずのベクトルを抱え込んできた中国は今や、政治・社会・文化などの各方面で、さまざまな矛盾や困難に直面せざるをえなくなっている。「新しい猫」論や「先富論」を唱導したかつての経済戦略は、中国に重層的な格差社会を出現させた。先行発展する東部沿海地域と立ち遅れの目立つ西部との格差、あるいは近年とみに人口に膾炙するようになった「三農（農民・農村・農業）問題」などは、その一端にすぎない。深刻化し、改善の糸口さえ見えてこない自然環境破壊の問題も、経済成長至上主義がもたらしてきた影の部分である。その一方で、WTOへの加盟によってますます加速する中国経済のグローバル化は、中国が抱えているこれらの矛盾や困難をより複雑なものにしている。これらの矛盾や困難を克服し、「持続可能な発展」へのギアチェンジを行なうため、今中国はその国家戦略の抜本的な見直しを強く迫られているのである。

ところで、中国の現在の国家戦略の機軸は、中国共産党第16次全国代表大会（いわゆる十六大）でも確認された「小康社会」論である。中国共産党成立百周年に当たる2021年をめどに、比較的豊かで健康的かつ文化的な社会を全面的に建設することを目標に、中央政府は、継続的な経済発展と民主・法治制度の確立を国家戦略の柱に据えてきた。ところが、2006年の第11次5カ年計画では、あらたに「調和社会」論がその修正原理として提起されるとともに、「創新型人材」の育成が喫緊の課題として取り上げられている。これらは、多くのリスクを伴う「高度成長」から、より安定的

で穏やかな成長に向けて舵を切ろうとする国家戦略上の転換を意味する。

高等教育改革も、もちろんその例外ではない。そこで、本稿では、中国の国家戦略との関わりの中で、とくに(1)「改革開放」以降の高等教育改革の過程を、主に高等教育管理体制の再編成、教育規模の拡大、教育財政問題の観点からまとめた上で、(2)現在、中国の高等教育がかかえている諸問題に検討を加え、(3)今後の改革の行方を探っていくこととしたい。

1 中国の国家戦略の推移—憲法学の観点から—

(1) 1982年憲法と「改革・開放」戦略の定着

現在の中国国家戦略の直接の出発点を「改革・開放」への転換に求めるとすれば、はじめてこれに法的に実効性のある根拠を与えたのが、鄧小平指導体制下で制定された1982年現行憲法である。これは、文革終結後の政治的妥協の産物であった1978年憲法とその後数次にわたる部分改正で示された国家基本戦略の転換を追認・継承しようとするものであった。

1978年憲法は「改革・開放」の基本方針の下に、前文の中で、農業・工業・国防・科学技術の「4つの現代化」を20世紀中の国家目標に掲げた。しかし、中国共産党内部の指導権をめぐる政治的緊張と第5の現代化を求めた「北京の春」事件などにみられる民主化運動への懐疑から、1980年9月の5期全人代第3回会議の席上では、早くも同憲法の全面改正への動きが決定的となっていたのである。

1982年憲法は、前文、総則(第1章)、公民の基本的権利義務(第2章)、国家機構(第3章)および国旗、国章および首都(第4章)から成っている。同憲法成立時における構成上の特徴として、「公民の基本的権利義務」規定が、「総則」のすぐあとに置かれた点を挙げることができる。そこでは「人民」と「公民」、「人権」と「公民権」を峻別し、後者を憲法上保障

する、という形が採られており、そのかぎりにおいて、個人に対する国家ないし社会全体の利益が優先されている¹。それでもなお、従来の憲法が「公民権」規定を「国家機構」規定の後においていたのとは異なり、配列上「公民権」に一定の配慮を払っていることは、看過してはならない。「共産主義イデオロギーの影響と、今日の中国における政治的・法律的・経済的改革の必要性とのバランス」²に配慮しようとする立法者意思を、ここにも読み取ることができるからである。少なくとも、同憲法が「政治的理想と現実との間の微妙なバランス」に配慮しながら、「政府の適切な運営」と公民の「基本的な権利の保護を確かなものにするために、社会主義的法律システムの発展を奨励する方向」を指向しようとしている³ことは確かである。

1982年憲法では、社会主義的法律システムの確立と「改革・開放」路線の定着のために、教育制度の重要性がとくに強調されている。たとえば、32条からなる「総則」中、第19条から第24条までの各規定は、後述するように、直接的ないし間接的に教育制度のもつ国家戦略上の重要性を示すものとなっている。その中でも、とりわけ第23条は、社会主義的現代化建設における人材の育成を国家に義務づけており、高等教育を国家戦略の一環として明確に位置づけている。

(2) 1982年憲法の改正と中国の国家戦略

その後、現在に至るまでの間に、1982年憲法は4次にわたる部分改正

-
- 1 許崇徳主編『中国憲法』（第3版）中国人民大学出版社、2006年、295頁以下。なお、本間・鈴木・高見澤著『現代中国法入門』（第3版）有斐閣、2003年、84頁以下参照。
 - 2 樋口・吉田編『解説世界憲法集』（第4版）三省堂、2001年、288頁（執筆担当：ポール・チェン）。
 - 3 同上、289—290頁。

(1988年、1993年、1999年、2004年)が行なわれている。これらは、いずれも「改革・開放」の進展に伴って生じた激しい国家戦略の変動を追認し、憲法の枠を踏み出した改革措置を合憲化するためのものであった^{4 5}。

① 第1次改正

1988年の第1次改正を促したのは、その前年に開催された中国共産党第13次全国代表大会とその「政治報告」である。同報告は、現時点の中国を「社会主義初期段階」と位置づけている点に特徴がある。新中国は、高度資本主義過程を経ることなく、生産手段の所有の社会化を実践し、制度的には社会主義段階に進んだ。しかし、生産力の立ち遅れと、商品経済の未発達から「貧しいことが社会主義」と揶揄されるような状況の下で、経済発展を最優先する市場経済原理の導入とそこから生じる諸矛盾をあえて正当化・合理化しようとしたのが、この「社会主義初期段階論」であった。同報告が示したこの歴史認識を背景に、第1次憲法改正では、私営経済(第11条追加規定)および土地使用権の譲渡(第10条4項修正)が明文で承認されることとなった。

4 こうした憲法改正をめぐる動向を実態的にみるかぎり、憲法に対する政治の優位は否定できない。その意味で、存在論的観点から見れば、それまでの中国憲法は、政治的「領導」主義によって規範性が著しく弱められ、意味論的な段階の憲法にとどまっていたと言うことができる。なお、こうした憲法の存在論的 분류の仕方については、*Karl Loewenstein: Political Power and the Governmental Process, 1965, pp.147-153*参照。

5 この時期に、鄧小平が打ち出した戦略目標は、「三步走」戦略の名で知られている。つまり、1981-1990年を第1歩とし、この間にGDPの2倍増を達成し「温飽」(=基本的生活条件としての衣食住が充足された状態)の実現をめざす。第2歩は1991-2000年の10年間で、さらにGDPの2倍増を実現し「小康」(=比較的ゆとりあのある生活)を達成する、というものである。実際には、第1歩は第1次憲法改正までに実現し、第2歩も第3次憲法改正と歩調をあわせて「前倒し」で達成された。

② 第2次改正

現行憲法の第2次改正（1993年）は、いわゆる「六・四事件」（第2次天安門事件、1989年）を直接の引き金としてもたらされた。東欧・旧ソ連における社会主義体制の解体と市場経済への転換と並行して、中国では中国共産党の領導主義に対する下からの民主化要求運動が高まった。これを「動乱」とみなし、人民解放軍による武力制圧でもって応えたのが、「六・四運動」のあらましである。その後の厳しい国際世論と国内における経済的・社会的停滯を打開するために、党・政府は新たな国家戦略を模索した。それは第一に、「改革・開放」路線をさらに加速させ、「社会主義市場経済」システムを構築することによって、高度経済成長を持続させること、第二に、中国共産党による政治的領導システムの引き締めを行なうことであった。つまり、生産力至上主義を貫徹することで、国民の経済的欲求を充足させる一方で、そこから生じうる社会的ひずみを政治的不満へと転化させることを未然に防ぐために、国民の政治生活を党の強力なリーダーシップの下に統制しようとするものであった。

第2次憲法改正は、こうした国家戦略の展開に対応したものとなった。まず前文第7段に変更を加え、「わが国は現在社会主義初期段階にある。国家の根本任務は、中国の特色ある社会主義理論の建設に基づき、「改革開放を堅持し」、もって「わが国を富強・民主・文明をそなえた社会主義国家に築き上げる」ことにあるとした。さらに前文第10段の末尾に「中国共産党の指導する多党協力および政治協商制度は長期的に存在し、発展するであろう」との文言が追加された。

③ 第3・4次改正

90年代の中国は、「世界の工場」として積極的に外資導入を図ることで「改革・開放」路線をさらに推し進め、グローバリゼーション（全球化）が国家経済戦略の柱となった。それに伴い、国内法の整備と「依法治国」（法治主義）の浸透が重要な政治課題としてクローズアップされるように

なった⁶。99年の第3次憲法改正に盛り込まれた国家戦略には、そのことがよく示されている。たとえば、前文第7段に再度修正を加え、国家の根本任務がすでに理論建設の段階でなく、実践的に「中国の特色ある社会主義を建設する道に沿って」社会主義の現代化を推し進めるべき段階に至っているとした上で、「社会主義市場経済を発展させる」ための嚮導理論の一つに融通無碍な「鄧小平理論」を加えた点などがそれである。さらに、第5条の先頭には「中華人民共和国は、法に基づいて国を治めることを実行し、社会主義法治国家を建設する」との文言が新たに書き加えられた。

第3次改正以降の重要な政治綱領としては、中国共産党第16回全国大会における江沢民の「政治報告」(2002年11月8日付)を挙げておかねばならない。同報告によれば、中国の現代化建設は「三步走」戦略目標の第2歩段階を達成して、総体的には「小康社会」に到達した、とする。その一方で、中国社会は未だに「社会主義初期段階」にあるとし、現代化は全体的ではなく、発展もアンバランスであるとした上で、都市農村の二重経済構造や地域間格差などによる貧困問題、急速な高齢社会化とそれに対応した社会保障体制の立ち遅れ、生産性最優先による環境破壊問題、さらには民主法制整備問題など、課題が山積していることも率直に認めている。

これらの課題とならんで同「政治報告」によって強調されているのが教育改革問題である。すなわち、「教育は科学技術を発展させ、人材を育成する基礎であり、現代化建設の中で先導的かつ全局的な役割を果たすため、優先的に発展させる戦略的地位に置かなければならない」とした。そして、「教育を革新し、教育改革を深化させることを堅持し、教育構造を最適化させ、教育資源を合理的に配置し、教育の質と管理のレベルを向上させ、資質教育を全面的に推進し、…何千万人もの専門人材および数多くの卓越

6 とりわけWTOおよび国際人権規約への加盟・批准に向けて、国内関連法制の整備は喫緊の課題であった。ちなみに、前者は2001年12月11日に発効し、後者もA規約については、1997年に加盟し、2001年2月に批准を済ませている。

した創新人材を育成」するとともに「教師陣づくりを強化し、教師の職業道徳と業務レベルを引き上げる」ことを「三步走」戦略目標の第3段階の課題として提起している。

これらの課題を2020年までに解決し、全面的な「小康社会」の実現をめざすこと——これが同報告の掲げた具体的戦略目標である。そして、この「政治報告」で示された方針を憲法に書き込むために、2004年3月14日、第4次憲法改正が行なわれた。

この第4次改正の特徴としては、以下の3点を挙げることができる。第一に、本改正が党の領導主義の正統性を強化し、ともすれば緩みがちな国民統合力を維持して、国家発展戦略を効率的に推進しようとしている点である。たとえば、前文第7段を修正して、国家指導原理の一つに「3つの代表」思想を新たに加えている。これは、共産党がつねに先進的な社会生産力の発展の要求、先進文化の前進の方向および幅広い人民の根本的利益の3つを代表する、という命題である。このことと、前文第10段が愛国統一戦線の構成者に「社会主義事業の建設者」（私営企業家）を取り込んでいることとあわせ考えれば、共産党がいわゆる「国民政党」への脱皮と、執政党としての正統性の強化を企図していることは、あながち的外な指摘ではないように思われる。

第二に、先にあげたさまざまな矛盾、アンバランスに対する国家の危機意識の表れである。前文第7段には、第一の点とは別に「物質文明、政治文明および精神文明の調和のとれた発展を推進する」との文言が追加されており、「調和社会」の実現が小康社会の全面的展開にとって不可欠であることが、そこに含意されている⁷。

7 なお、第10期全国人民代表大会第4回会議（2006年）で、第11次5カ年計画綱領（2006–2010年が射程範囲）が採択された。そこでは、「調和社会」の実現に向けて、より明確な戦略目標が設定されている。それまでの成長至上主義から、ある程度穏健でバランスのとれた発展へと戦略をシフトしてきているところに、その特徴がある。

第三に、第33条第2項に続いて「国は、人権を尊重し、これを保障する」との文言を追加し、これを第3項とした点である。その背景には、六・四事件以来相次いだ西側諸国からの人権批判に対して、「(ブルジョア主義的)人権」概念への再反論を含みながらも「中国の人権状況」(國務院新聞弁公室、1991年)などで、中国自身が「人権」というパースペクティブから自己を語るようになっていたことや、国際人権規約への加盟・批准⁸という状況の変化があった。いずれにせよ、「社会主義初期段階」にあって、数多くの矛盾をかかえながらも、人類の普遍的原理としての「人権」概念を憲法上承認したことは、やはり大きな変革であったと言える。

2 中国高等教育法制の展開と現行法体系

(1) 前史—1982年憲法以前

中国は今、「第三の教育革命」期を迎えている、と言われる。第一は、20世紀初頭科挙を廃止し、日本などの教育システムに学んだ「新学」革命期であり、第二は、新中国成立後、旧ソ連モデルを導入した社会主義革命期であった。文革期をはさんで、80年代以降には、憲法改革と歩調をあわせて、中国の教育には第三の波が打ち寄せている。

したがってここで「前史」と呼ぶのは、いささか語弊があるかもしれないが、新中国において、現行憲法制定以前の教育法制をめぐる状況はかなり特異であったため、本稿ではあえてそのように呼ぶこととする。

ところで、中国の法律は、全国人民代表大会が制定する基本的法律と、全人代常務委員会が制定するその他の法律に分けられる。1980年代以前においては、教育分野に関して、それらいずれの法律による根拠もなしに、

8 注5参照。

直接憲法ないし政治的綱領に依拠して、そのときどきの政治的要求に応じて行政法規が制定・改廃される、という状況下にあった。

文革以降1982年までの間に制定された一般法律は「中華人民共和国学位条例」（1980年2月12日、第5期全人代常務委員会第13次会議通過、81年1月1日施行）のただ1件のみであった。

(2) 現行憲法下における教育法整備

1982年憲法前文最終段は、「本憲法は、…国家の基本法であり、最高の法的効力をもつ」と規定し、中国憲政史上はじめてその最高規範性を認めている。この規定を受けて、本文第5条は、「すべての法律、行政法規および地方法規は、憲法に抵触してはならない」とした。しかし、第2次の憲法改正（1993年）を迎えるまでは、旧「中華人民共和国義務教育法」（1986年7月1日施行）を除くほかは、一般的に法律による授権なしに、國務院暫定条例をはじめとする行政規範に基づいて教育行政が執行されていた。

第2次憲法改正後の1993年10月、第8期全人代常務委員会第4次会議で「中華人民共和国教師法」が通過した。これは、教師が中国の社会主義現代化建設にとって重要な地位を占めることを明確にし、教師の権利義務関係に法的根拠を与えようとするものであった。1995年3月には、教育法体系の中で基本法的性格を持つ「中華人民共和国教育法」が制定されたのに続き、1996年に「中華人民共和国職業教育法」、1998年には「中華人民共和国高等教育法」が整備され、ここに中国における教育法体系の基本的な枠組みが完成した。

第3次憲法改正後の2002年12月には「中華人民共和国民営教育促進法」が制定され、教育資源として民間投資を積極的に受け入れる方針を確定した。これによって、私立学校の社会的地位が法的に承認されることとなった。それと同時に、國務院は、教育分野における「三步走」第3段階の戦

略として、外資の導入を促進するため、2003年2月に「中外提携による学校運営条例」を制定し、教育規模のより一層の拡大と国際化を推し進めている。

なお、普通高等教育以外では、成人高等教育があり、第2次憲法改正と時期を同じくして、法整備が行なわれた。「高等学校独学試験暫定条例」(1988年3月)、「成人高等学校設置暫定規定」(1988年4月)および「ラジオ・テレビ放送大学暫定規定」(同年5月)がそれである。これらは、現行憲法第19条第3段が「国は、各種の教育施設を發展させ、…労働者、農民、国家機関の職員およびその他の勤労者に対して、政治、文化、科学、技術、業務についての教育を行い、自学自習により有能な人材となることを奨励する」と規定していたのを受けて、具体化されたものである。これにより、「三步走」戦略の第1段階をほぼ達成した状況の下で、ようやく社会中間層における人材の教育レベルの底上げと、「三步走」戦略第2段階へのスムーズな移行をめざすことができるようになった。

(3) 現行教育立法体系

教育に関する法規範は、憲法を頂点に、基本法律、単項的法律、行政法規、地方性法規および行政規章などによって構成されており、下位規範は上位規範に抵触することは許されない、としている(2000年7月1日施行「中華人民共和國立法法」第90条)。

現行憲法第19条は、教育事業を国家の任務と規定し、「国は、各種の学校を開設し…高等教育を發展させる」としている。また、同第23条は、「国は…各種専門分野の人材を養成し、知識分子の隊列を拡大し、条件を整備し、社会主義的現代化における彼らの役割を十分に發揮させる」として、国家戦略上における高等教育の位置づけを明確にしている。

これらの規定を受けて、教育に関する基本制度を定めているのが「中華人民共和國教育法」であり、さらに高等教育に関して、その基本制度を展

開し、具体化したものが「中華人民共和国高等教育法」である。前者と後者はそれぞれ一般法と特別法の関係に立つが、いずれも教育に関する基本法律として、他の単項的法規の根拠とされる。

高等教育に関する単項的法律には、先に挙げた「中華人民共和国教師法」「中華人民共和国民営教育促進法」「中華人民共和国職業教育法」などがある。

ところで、中華人民共和国教育法第11条は「国は、社会主義市場経済の発展と社会進歩の需要に応じて、教育改革を推進し、…教育の質の向上を促進する」としている。教育改革を推進するのは、一般に行政法規レベルにおいてであり、国務院が制定する「条例」（e.g.「中華人民共和国学位条例」）、「規定」、「辦法」（e.g.「中華人民共和国学位条例實施辦法」）などがこれに当たる（2002年1月1日施行「行政法規制定手續条例」第4条）。また地方人民代表大会およびその常務委員会にも地方性法規の制定権が認められている。国家教育部など国務院所属の部、委員会なども、国務院の行政法規、決定、命令に抵触しないかぎりにおいて行政規章を制定することができる（e.g. 2005年教育部公布「普通高等学校学生管理規定」）とされている。

3 高等教育改革の展開

(1) 大学のM&A戦略

改革・開放路線が確定し、社会主義市場経済体制が積極的に推し進められるようになる1990年代初頭まで、高等教育機関の設置・所管部門はまちまちであった。国家教育部が直接所管する大学のほかに、たとえば文化部・司法部・衛生部・鉄道部などの中央官庁の各部局が設置する大学、人民銀行・新華社・国営公司系の大学および省・自治区など地方政府が設置す

る大学などが並存していた。

このため中国共産党中央は、1980年代半ばにはすでに高等教育機関に対する管理系統の整備とそれによる合理的かつ効率的な大学管理の必要性を強調していた⁹。これを受けて、高等教育法第7条は「社会主義現代化の建設および社会主義市場経済の発展という需要に照らし、類型ならびに段階にさまざまなものがある高等学校の実際状況に基づき、高等教育体制の改革および高等教育教学の改革を推進し、高等教育システムおよび資源配置を優良化し、高等教育の質量および効率性を向上させる」ことを国に義務づけている。さらに、同法は、国务院の教育行政部門(=教育部)に国家重点大学を運営させ(第14条)、その他の高等教育機関については、国务院による授権の範囲内で、省・自治区および直轄市の人民政府に管理権を委ねている(第13条)。

教育部の発表では、主管部門の変更された159校の高等教育機関(そのうち、他の中央官庁の所管する高等教育機関は118校)のうち、すでに56校が教育部の直接管理下に統合され、25校が直轄市に、72校が省・自治区に移管されている¹⁰。

これと並行して、同一地域にある大学間での合併再編が行なわれた。その多くは、規模の小さい単科大学(これらは一般に「学院」と呼ばれる)を総合大学に吸収する形で実施されている。とりわけ社会主義現代化路線が明確化された1990年代初頭以降、大学・学院間のM&A戦略が本格化し、これによって中央政府と地方(省・自治区・直轄市)政府の2段階管理、責任分担という新たな高等教育管理体制の整備がおし進められた¹¹。

9 1985年5月27日公布「教育体制改革に関する中共中央決定」参照(<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/info3318.htm>)

10 <http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/info956.htm>

11 たとえば筆者が勤務する青島大学(山東省)も、1993年に旧青島大学、青島医学院、山東紡織工学院および青島師範専門学校の4校の合併により成立した総合型公立大学であり、山東省の管轄下にある。

全国では1990年以降2006年5月15日現在までで、延べ1,081校の高等教育機関がM&Aの対象となり、431校に再編統合され、これと併せて87ヶ所の成人高等教育機関が大学に編入されている¹²。

【表1】普通高等教育機関および本科大学数の推移（1994—1998）

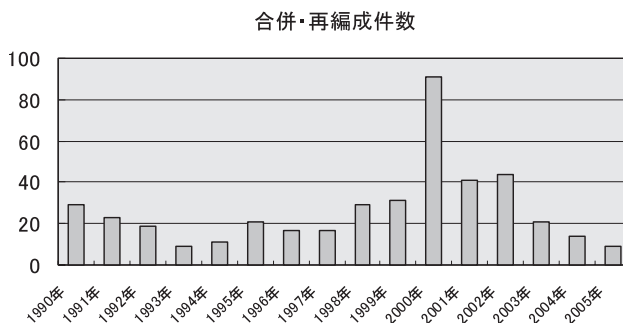
| | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 |
|-----------|------|------|------|------|------|
| 普通高等教育学校数 | 1080 | 1054 | 1032 | 1020 | 1022 |
| 本科大学数 | 627 | 616 | 608 | 603 | 590 |

（出典：各年度版「全国教育事業発展統計公報」から作成）

その結果、表1に見るように、1994年から1998年にかけて、本専科を合わせた普通高等教育機関総数も本科大学数も縮小した。

また、年次別合併再編成件数は、表2に示したとおりであるが、2000年前後の大学合併再編成件数が突出している。これは、1993年2月に示された「中国教育発展と改革綱要」が、国際競争力のある総合型大学の建設を20世紀中に建設することを強く求めていたことによるもので、この中央方針に答えようとするいわゆる「駆け込み型」合併再編成が急増したためと考えられる。

【表2】普通高等教育機関のM&A実施件数



なお、「教育法」および「高等教育法」は大学に法人格を認め、学校運営自主権を承認している。これにより、大学は、教学・人事・財務管理を自らの責任において行い、企業経営や外部企業との連携なども独自の判断でできるようになったが、それは同時に、大学に対して内部管理体制の改革を要求し、産学協同による研究開発、自らの企業経営などを促すことにもなった。このようにして、市場原理が高等教育セクターに積極的に導入されているのが現状である¹³。

(2) 大学の大量化戦略

90年代に、国家教育部が大学のM&Aとともに重視したのは、大学規模の拡大であった。教育部が1998年12月24日付で示した「21世紀に向けての教育振興行動計画」¹⁴によれば、「現代化をめざし、世界と未来をめざす教育」という戦略指導方針のもとで、1998年当時9.8%であった普通高等教育進学率を第10次5カ年計画期間(2000-2005)中に15%にまで引き上げることが目標値として設定した。

表3 aは1995年以降の大学募集定員枠数(ただし普通高等教育機関のみ)の推移と、その伸び率を表しているが、1998年までと1999年以降とは伸び率に歴然とした差があることがわかる。1996年から2005年までの10年間で、入学定員枠は5.2倍以上に広がった。この結果、普通高等教育進学率は2000年に11.5%となり、2003年には、大学教育の大量化段階の目安とされる17%に到達し、その後も2004年に19%、2005年には21%へと上昇を続けている。

これに伴い、普通高等教育機関の在学学生総数も飛躍的に伸び続けている

13 付奎香「中国における高等教育改革の現状及び今後の課題」(2005年3月31日付「産研通信 No.62」所収) 9頁参照。

14 <http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/info3337.htm>

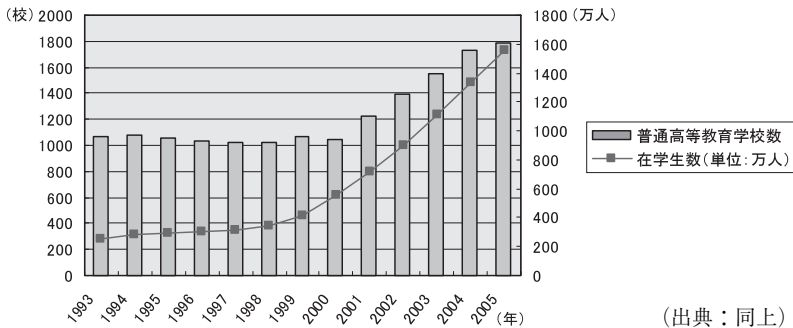
（表3 b）。1996年から2005年までの10年間で普通高等教育機関に在学する学生の総数も5.1倍以上に拡大した。

【表3 a】 大学募集定員数、同伸び率および在学者総数の推移

| 年 度 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 |
|--------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 入学定員 (万人) | 92.59 | 96.58 | 100.04 | 108.36 | 159.68 | 220.61 | 268.28 | 320.50 | 382.17 | 447.34 | 504.46 |
| 伸び率 (%) | 2.9 | 4.3 | 3.6 | 8.3 | 47.4 | 38.16 | 21.61 | 19.46 | 19.24 | 17.0 | 12.77 |
| 在学者数 (万人) | 290.64 | 302.11 | 317.44 | 340.87 | 413.42 | 556.09 | 719.1 | 903.4 | 1108.6 | 1333.5 | 1561.8 |

（出典：各年度版「全国教育事業発展統計公報」から作成）

【表3 b】 大学総数と在学者数の推移



しかしここで注意すべきは、公教育全体としての調和的発展の問題である。第10次5ヶ年計画は、

- ① 高等教育入学率11.5%（2000年実測値）→15%（達成目標値）
- ② 高中（日本における高等学校に相当）段階入学率42.8%（2000年実測値）→60%（達成目標値）
- ③ 初中（日本における中学校に相当）段階入学率88.6%（2000年実測値）→90%（達成目標値）

という目標値を設定していたが、それぞれの達成値は①21%、②53%、③95%で、②のみは目標値を大きく下回った。これは、国家教育部のラフデザインからすれば、歪な発展といわざるをえない。中等教育修了者数が伸

び悩んだまま、高等教育募集定員枠が突出した伸びをみせることは、かえって高等教育における学生の質の低下をもたらしかねない問題だからである。また教育計画を上回る大学定員枠の拡大は、大学における教育の質そのものにも影響を及ぼすおそれがある。この点については後述する〔→4(1)〕。

(3) 大学の重点化戦略—211工程・985工程

大学の大衆化戦略と表裏をなすのが、いわゆる「211工程」および「985工程」と呼ばれる重点化戦略である。

前者は21世紀に向けて100校の重点大学および重点学科の建設をめざすプロジェクトで、「中国教育発展と改革綱要」ではじめてその構想が——いわゆる「科教興国戦略」の一環として——示された。第9次5カ年計画(1995—2000年)に組み込まれて1995年から実施に移され、現在(第2期)に至っている。指定された国家重点大学は99校、国家重点学科は602学科¹⁵である。第9次5カ年計画中に提供された予算総額は110.37億元、そのほかにマッチングファンドとして73.32億元が支出され、あわせて183.69億元が「211工程」校に提供されている。

後者は、1998年5月4日人民大会堂での北京大学創立100周年記念式典において、江沢民国家主席(当時)が「現代化を実現するため、わが国はいくつかの世界トップレベルの一流大学を持たなければならない」と宣言したのを受けて策定されたプロジェクトである。これは、「21世紀に向けての教育振興行動計画」に組み込まれ、現在(第2期)までに38校が対象校の指定を受けている。なお、中央政府からは1998年から2000年までの間

15 602重点学科の内訳は、人文社会系62(10.2%)、政治経済法律系57(9.4%)、基礎科学系89(16.1%)、環境資源系(6.9%)、基礎産業およびハイテク技術系225(41.9%)、医薬衛生系66(10.6%)、農業系31(5.1%)となっている。理系とりわけ利潤性の最も高い産業ハイテク部門が明らかに優先されている。

に、「985工程」に約48億元の予算が組まれている。

これら2つのプロジェクトは、指定校選抜方法、目的、予算額などに多少の違いはある。しかし、大学の再編成を進め、大学規模を拡大する一方で、社会主義現代化路線を推進する国際競争力をもった大学(ないし学科)を選抜して、これに集中的に予算を投入し、①研究・教学基盤の強化、②学科の専門化などを積極的にはかろうとしている点では共通している。

なお、211工程および985工程指定校は表4のとおりである。

【表4】211工程／985工程指定校一覧

| | | | |
|-----------|-----------|-----------|-------------|
| 北京大学☆ | 中国人民大学☆ | 清華大学☆ | 北方交通大学 |
| 北京工業大学 | 北京航空航天大学★ | 北京理工大学★ | 北京科技大学 |
| 北京化工大学 | 北京郵電大学 | 中国農業大学★ | 北京林業大学 |
| 北京中醫薬大学 | 北京師範大学★ | 北京外国語大学 | 北京広播学院 |
| 対外経済貿易大学 | 中国民族大学★ | 中央音楽学院 | 南開大学 |
| 天津大学★ | 天津医科大学 | 河北工業大学 | 太原理工大学 |
| 内蒙古大学 | 遼寧大学 | 大連理工大学★ | 東北大学★ |
| 大連海事大学 | 吉林大学★ | 延辺大学 | 東北師範大学 |
| ハルビン工業大学☆ | ハルビン工程大学 | 東北農業大学 | 復旦大学☆ |
| 同済大学★ | 上海交通大学☆ | 華東理工大学 | 東華大学 |
| 上海第二医科大学 | 華東師範大学 | 上海外国語大学 | 上海財経大学 |
| 上海大学 | 南京大学☆ | 蘇州大学 | 東南大学★ |
| 南京航空航天大学 | 南京理工大学 | 中国鋳業大学 | 河海大学 |
| 江南大学 | 南京農業大学 | 中国薬科大学 | 南京師範大学 |
| 浙江大学☆ | 安徽大学 | 中国科学技術大学☆ | アモイ大学★ |
| 福州大学 | 南昌大学 | 山東大学★ | 中国海洋大学★ |
| 中国石油大学 | 鄭州大学 | 武漢大学★ | 華中科技大学★ |
| 中国地質大学 | 武漢理工大学 | 湖南大学★ | 中南大学★ |
| 湖南師範大学 | 中山大学★ | 暨南大学 | 華南理工大学★ |
| 華南師範大学 | 広西大学 | 四川大学★ | 重慶大学★ |
| 西南交通大学 | 電子科技大学★ | 四川農業大学 | 西南財経大学 |
| 雲南大学 | 西北大学 | 西南交通大学☆ | 西北工業大学★ |
| 西安電子科技大学 | 長安大学 | 蘭州大学★ | 新疆大学 |
| 第二軍医大学 | 第四軍医大学 | 国防科学技術大学★ | (西北農業科技大学★) |

注：①無印は211工程のみ

②☆は985工程指定トップ10校、★はその他の985工程指定校

③(★)は985工程のみ

(4) 大学の民間活力導入戦略

2(2)で述べたように、中国中央政府は、2002年12月28日に「中華人民共和国国民教育促進法」、2004年3月5日には「中華人民共和国国民教育促進法実施条例」を公布し、教育資源として民間投資を積極的に受け入れる方針を確定した。これにより、民営大学275校¹⁶が、卒業証書発行権限など、公立大学と同等の法的地位を獲得した(同法第5条)¹⁷。民営大学が國務院教育行政部門の総合管理計画の下で、学校運営自主権を保障されることも同法に明記された(同法第7条)。

外資の導入による民営大学の設置についても、2003年3月1日公布の「中華人民共和国中外提携学校運営条例」によって法的に承認されている。外資提携大学・学院は、中国の教育方針と公共道徳を守り、中国の国家主権・安全および社会の公共利益を害しないかぎり、他の民営学校と同様の法的地位を保障される。実際には、既存の中国国内大学と外国大学との間で提携項目を設定するという形で、外資による中国高等教育のグローバル化と財政不足の補填に寄与しているといわれている。

さらに近年、民間投資による新たな学院運営の形として、「独立学院」(大学二級学院)と呼ばれる方式がある。これは、全日制4年制大学(申請者)と民間(提携者)とが提携して本科課程の高等教育機構を運営しようとするものである。申請者は、独立学院に対して教学および管理上の責任を負い、その学院運営の品質を保証しなければならない。提携者は、独立学院の運営に必要な条件・設備に関して責任を負い、学院の管理・監督・指導に参与することができる。独立学院は独立した法人格、施設を有し、教学および財産管理、学生募集および卒業証書の発行も学院単独で行なうこと

16 2006年5月15日現在(<http://www.moe.edu.cn/>)。なお、275校のうち、本科は27校(10%)で、残りの248校(90%)はすべて専科(短期大学)である。

17 ただし、「軍事・警察・政治など特殊な性質を有する教育」は、民営学校には認められていない(民営教育促進法実施条例第2条)。

ができる。ただし本科課程の独立学院については、教育部の審査を要する。審査を経ていない学院については、その学歴は国家による承認を受けることはできない¹⁸。なお、教育部の発表によれば、2006年5月15日現在で、承認を受けている独立学院は318校を数えるに至っている¹⁹。

4 高等教育改革をめぐる諸課題

1982年現行憲法システムの下で、中国の高等教育制度は飛躍的な発展拡大を遂げてきた。しかし、それにもかかわらず、あるいはそれゆえにこそ、中国は高等教育改革をめぐる克服しなければならないいくつかの課題に直面している。

(1) 教育資源の不足

① 教員配置

1990年代半ばまでは、大学における専任教員の対在学生比率は7：1前後で推移していたが、「21世紀に向けての教育振興行動計画」によって大学の大衆化戦略が打ち出されると、その比率は急カーブで上昇しはじめた。表5に示すとおり、1998年から2005年までの間に、専任教員一人あたりの学生数は、8.4人から16.2人へとほぼ倍増し、教員の負担が大幅に増大していることがわかる。

18 教育部「新構想による（大学）独立学院の管理基準に関する若干の意見」（教高〔2003〕8号）文件

19 教育部「独立学院リスト」（2006年5月15日現在）<http://www.moe.edu.cn/>

【表5】普通高等教育機関の専任教員対在学生比率の推移

| 年 度 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999 | 2000 | 2001 | 2002 | 2003 | 2004 | 2005 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|--------|--------|--------|
| 専任教員数 (単位:万) | 40.3 | 40.5 | 40.7 | 42.6 | 46.3 | 53.2 | 61.8 | 72.5 | 85.8 | 96.6 |
| 在学生数 (単位:万) | 302.1 | 317.4 | 340.9 | 413.4 | 556.1 | 719.1 | 903.4 | 1108.6 | 1333.5 | 1561.8 |
| 教員一人 当たり学生数 | 7.5 | 7.8 | 8.4 | 9.7 | 12.0 | 13.5 | 14.6 | 15.3 | 15.5 | 16.2 |

(出典:各年度版「全国教育事業発展統計公報」から作成)

ところで、教育部通知「大学基本運営指標(試行)」(教発[2004]2号)附表によると、審査合格基準とされる教員対学生比率の上限は、総合大学で18:1と規定されている。したがって、このまま有効な対策がとられなければ、近年中に「黄牌(イエローカード)」²⁰が多くの大学に示されるおそれさえある。

青島大学の場合でいえば、全日制本専科学生数は31,043人、専任教員数は2,266人である。専任教員一人当たりの学生数は13.7人となり、「基本運営指標」の合格基準を満たしている。ただし、地方公立総合大学としての性質上、青島大学は全日制本専科課程のほかに、大学院課程、留学生教育、継続教育課程も併設しており、これらの学生を合わせると、学生総数は約44,600人となる。これをもとに専任教員一人あたりの学生数を算出すると19.7人に膨れ上がる²¹。

20 「基本運営指標」によると、学類別に①教員対学部生比率、②修士号以上の学位を有する教員割合(四年制総合大学の場合10%以上)、③学生一人当たり教学行政施設面積(同じく14㎡以上)、④学生一人当たり教学設備価格(同じく5000元以上)、⑤学生一人当たり図書数(同じく100冊以上)が定められている。さらに「募集制限」を受ける基準も別に定められ、これらのうち1項目でも基準に達していない学校には「黄牌」が示され、学生募集に制限を受けることになる。2項目以上で基準に達していない学校には「紅牌(レッドカード)」が出され、学生募集が停止されることになる。

21 青島大学 HP「学校現状」(<http://www.qdu.edu.cn/xuexiaogaikuang/index04.aspx>) 参照。

さらに、表5は普通高等教育機関のみを対象として示しており、近年の民活導入戦略に基づく民営学校、独立学院は含まれていない。とりわけ二級学院としての独立学院については、当該学院を管理する普通高等教育機関が、その教学レベルを保証しなければならないため、本校と独立学院との「かけもち（兼任）教員」の数も急増しているのが実情である。

【表6】高等教育機関における学位別専任教員・非常勤教員数

| | 普通高等教育機関 | | 民営高等教育機関 | |
|--------|----------|-------|----------|-------|
| | 専任 | 非常勤 | 専任 | 非常勤 |
| 博士 | 53612 | 9815 | 664 | 2144 |
| 修士 | 182517 | 33123 | 3153 | 9482 |
| 学士[本科] | 458522 | 85505 | 16800 | 29732 |
| 専科以下 | 30007 | 5807 | 3926 | 9212 |

たとえば、表6に示したように、2003年における独立学院を含む民間高等教育機関における修士学位以上の専任教員と非常勤教員の比率は1：3.05、これに対して普通高等教育機関における修士以上の学位を有する専任教員と非常勤教員の比率は5.50：1であった。このことから、民営高等教育機関の上級教育人材資源が普通高等教育機関に大きく依存していることが見てとれる。それゆえ、211工程、985工程指定校はともかくとして、その他の高等教育機関にとって、優秀な教員をいかに養成・確保し、教員の過重負担を解消するのかが重要な課題となっている。その解決策のひとつとして、帰国海外留学生に対する財政的優遇措置や学士学位教員に対する在職大学院制度などがあるが、もちろんそれらのみでは有効な手段とはいえない。

② 教学環境

大学の大衆化戦略によって、普通高等教育機関への入学者が急増する中で、教学設備の強化充実がそれに追いつかない、という状況がある。

本専科学生一人あたりの校舎総面積を例に挙げると（表7参照）、「中国教育発展と改革綱要」が公布された1993年には、本専科学生一人あたり校舎総面積は46.7m²であった。それが、「21世紀に向けての教育振興行動計画」が公布された1998年には32.5m²となった。つまり1993年の指標を100とすると1998年には69.5まで減少したことになる。さらに「黄牌」の対象となる「教学・行政用校舎面積」で計算すると、1998年の時点で、学生一人あたりの校舎面積は16.65m²にまで減少しており、すでに合格ぎりぎりの水準である。ところが、数の上では全国普通高等教育機関のわずか3%を占めるに過ぎない985工程指定校への資本の集中投入が始まる1999年以降、教育部の「年次全国教育事業発展統計公報」からは、学生一人あたり校舎総面積についての記述は見当たらなくなっている。その経緯は詳らかではないが、1999年以降一般の普通高等教育機関の教学環境が改善したと言えだけの資料は教育部からは示されていない²²。

競争原理の導入により、一部の高等教育機関に資金が集中し、全体としての教学環境から見ると、学校間の格差は今も広がり続けていると考えられる。この格差をいかにして縮小していくかという問題は、第11次5カ年計画の中で「生産力至上主義社会」から「調和社会」への転換を表明した中国政府および教育部にとって、最優先で解決しなければならない課題の一つである。

【表7】本専科学生一人あたりの校舎総面積

| 年次 | 1993 | 1994 | 1995 | 1996 | 1997 | 1998 | 1999以降 |
|--------------------------------|------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 普通高等教育機関校舎面積（万m ² ） | — | 12,357 | 13,053 | 13,598 | 14,374 | 15,400 | — |
| 学生一人あたり校舎面積（m ² ） | 42.4 | 40.9 | 39.9 | 38.9 | 36.23 | 32.5 | — |

（出典：各年度版「全国教育事業発展統計公報」から作成）

22 ちなみに青島大学の場合は、建物面積109万m²、学生一人あたり建物面積は35.1m²で、全国平均と比べると恵まれた教学環境にあるといえるが、それでも近年は教室不足が深刻となっている。

(2) 学費納入問題

新中国成立以来1985年までは高等教育の学費（ただし、ここにいう「学費」とは「授業料」のことである）は徴収されていなかった。それどころか人民助学金の名目で生活費の支給さえ実施されていた。

1985年の「教育体制改革に関する中共中央決定」は、この方針を転換し、国家計画で定めた募集定員以外に、自費生および要請委託生の採用を試験的に認めた。それと同時に人民助成金制度を見直し、奨学金制度などへの切り替えを行なうこととした。1989年には、募集定員学生（公費生）に対しても一部費用の徴収を開始した。ただし、当初その徴収額は200元に抑えられていた。こうした自費生と公費生の両方を募集する「双軌型」徴収制度は1992年まで続いた。1993年には上海外国語大学と東南大学が、定員内の学生と自費生のいずれからも統一的に学費を徴収する「併軌型」徴収制度を試験的に導入したのを皮切りに、他大学もこれに倣い、1997年にはすべての普通高等教育機関で、全学生から学費を徴収することとなった。この間に、徴収される学費は2000元から3000元へと切り上げられていった。2000年には、学費決定権限は地方政府に委譲され、各省・自治区・直轄市ごとに学費標準額が決定されるようになったが、ここでも学費の値上げは続いている。

山東省の場合、現在の普通高等教育にかかる学費は表8に示すとおりである。外国語学院本科生の場合、毎年学費と住居費を合わせて、5300元を徴収されている。

【表8】山東省普通高等教育学費一覧

| 徴収項目 | 専攻別費用徴収基準 | 批准機関 |
|----------------|--------------------------|----------------------|
| 普通高等教育 課程学費 | 医学専攻4000元/年 | 省政府 |
| | 理工農学専攻3600元/年 | |
| | 体育・外国語専攻4800元/年 | |
| | 芸術学院専攻8000元/年 | |
| | 芸術学院以外の芸術専攻6000元/年 | |
| | その他の専攻3400元/年 | |
| 住居費 | 寮500元/年 公寓600-1200元/年 | 省物価局 省財政局 省教育庁 |

これは、経済条件の厳しい農村世帯や都市部の低所得世帯にとって負担することの極めて困難な金額である。たとえば、2006年8月8日付『光明日報』はその事情を「一部の家庭では高等教育費用の負担がかなり困難に」という見出しのもとに次のように伝えている。

「教育費の支払いは家庭の教育負担の重要な構成部分であるが、それ以外にも、学生の在学期間中の生活コストがある。2000年を例に挙げると、当時わが国の普通高等教育本科生の学費標準額は約5000元で、一般的な都市の生活水準で計算した学生一人あたりの年間生活費が約5000元であった。あわせて大学生一人あたりの家庭負担額は1万元である。ところで、わが国の都市住民の一人当たり平均年収は6280元、農村部での平均年収は2253元であった。都市家庭の人口が平均3人、農村で平均4人として計算すると、農村では家庭の全収入でさえ一人の大学生の学費と生活費に満たないことになる…」。

第11次5カ年計画のコラム「主要指標の実現状況」によると、2000年から2005年までの間に都市住民の可処分収入は9.6%増、農村住民のそれは5.3%増である。つまり、中国の高度経済成長は、農村部には十分に反映されておらず、少なくとも学費納入問題を改善するには遠く及ばない状況

にある。

ところで、教育部によると、2005年度における家庭経済困難学生総数は約294万人で全在学者の20%を占めている²³。そのうち特に困難な学生が123万人で、総学生数の8%を占める。もちろん、こうした貧困学生を中心に、学費納入に関する支援策が中央及び地方政府教育行政部門、大学および社会の各方面によって講じられている。また、家庭家に在困難学生に対する公的学資支援総額は176.58億元となっており、その主な内訳は以下のとおりである。

① 奨学金（給付）

本専科生奨学金、大学院生奨学金、国家助学奨学金、地方政府助学奨学金、社会・個人奨学金を含め、支援総額64.42億元（支援総額の35%）。授与対象者は657万人（一人当たり平均980.5元）である。

② 貸与金

国家助成貸与金（無利息）：貸与総額76.32億元（支援総額の43%）、貸与対象者92万人（一人当たり平均8295.7元）。

学内無利息貸与金：貸与総額1.91億元（支援総額の1%）、貸与対象者8万人（一人当たり平均2387.5元）。

③ 学内アルバイトの提供（「勤工助学」と呼ばれる）

支援総額9.94億元（支援総額の6%）、対象者184万人（一人当たり平均540.2元）。

④ 特別補助（突然の困難に対する一時的な無利息資金の貸与）

補助総額7.01億元（支援総額の4%）、対象者122万人（一人当たり平均574.6元）。

⑤ 学費の減免・延期措置

23 2006年9月14日付教育部『2005年経済困難大学生への学資支援活動の効果顕著』（http://www.edu.cn/oldnews_653/20060914/t20060914_196691.shtml）参照

減免総額5.98億元(支援総額の4%)、対象者は27万人(一人当たり平均2214.8元)。

さらに、2000年からは、入学許可を得ながら、経済的困難のために入学手続を行なえない学生に対しては、学費納入前に入学手続を認め、入学決定後に助成審査を行なう「^{グリーンパス}绿色通道」制度も設けられている。しかし、経済的に困難を抱える学生の現状を見るかぎり、これらの対策も十分な解決策になっているとは言い難いようである。

まとめにかえて —中国高等教育改革の行方—

中国は今、先行モデルを持たないまま、新たな社会主義システムの構築をめざして、現代化の道を突き進んでいる。教育制度改革は、そのための重要な国家戦略として位置づけられ、世紀を越えた取り組みが続けられている。しかし、地理的条件の異なる960万km²の国土に13億の人民と56の民族を抱える発展途上の「大国」としての苦悩は、そこにも影を投げ落としている。

本論でも述べたように、地域間の経済格差、とりわけ農村部の立ち遅れは深刻である。いわゆる「三農問題」は、2006年に公表された第11次5カ年計画でもっとも重要な課題として取り上げられており、教育改革のかかわりでいえば、貧困学生の救済こそがまさに国家的課題となっている。義務教育段階では、すでに2006年9月1日から改正義務教育法が施行され、農村部と貧困地域で小学校から初級中学(日本の中学に相当)まで9年間の義務教育中、学費・雑費・教科書代などを完全無料とすることが求められている²⁴。初・中等教育が拡充されるにつれて、高等教育への進学率も

24 2006年8月27日付教育部「規範的な義務教育の実施に関する若干の意見」参照。1986年施行の旧義務教育法でも義務教育中の学費免除が定められていた。

上昇しており、そこでも貧困学生の問題は、差し迫った課題となっている。しかし国家、地方ともに財政的基盤が依然として脆弱なため、それへの対応は十分なものとはいえない。高等教育の大衆化戦略は、国家経済の発展に欠かすことができないが、そこには潜在的貧困学生の増大というディレンマが常につきまとっている。

限られた財政資源を効率的に活用し、世界に通用する一流大学の創出をめざす高等教育の重点化戦略については、結果として、大学間や学科間での格差を今後さらに拡大することになるのではないかと懸念がある。

これらの相反する方向性を持つ諸課題について、いかにして「調和」のとれた解決策を見出していくのか、その行方を見定めることは容易ではない。

最後に、中国の今後の高等教育改革の行方を考える上で、日本における最近の大学改革のあり方にふれておきたい。両者のこれまでの「改革」路線には、驚くべきほどの共通点が見出されるからである。

日本では1998年答申「21世紀の大学像と今後の改革方策について」、2001年答申「大学の構造改革の方針」（いわゆる「遠山プラン」）などを経て、2004年からは国立大学の独立行政法人化が実施に移されている。これらの一連の改革プランのうち、たとえば「遠山プラン」では、①国立大の再編・統合、②新しい「国立大学法人」への早期移行、③世界最高水準の大学の育成という方針が打ち出されたが、①は中国のM&A戦略に、③は同じく中国の211工程・985工程戦略にも通底する。②についても、教育研究の質の向上、教育研究システムの柔構造化、組織運営体制の整備、多元的な評価システムの確立を求めた1998年答申を具体化したものであり、中国での「校長负责制」や民間活力活用型の民営学校方式・独立学院方式導入の

しかし、後に発表された「細則」で学生からの「雑費」「教科書代」の徴収が認められたため、その支払いが農村部や貧困地域の子供を持つ家庭では特に大きな負担になっていた。「雑費」は学校での水道代、光熱費、学習機の修繕費などの名目で徴収されていた。

根拠とも軌を一にしている。新自由主義的な規制緩和論に促された日本の高等教育改革と、社会主義市場経済論に基づく中国の高等教育改革が同じ未来ベクトルを描いていくかどうかは、今後の検討課題としたいが、いずれにせよ両者が、これまでもっぱら「国」の論理で語られてきたことだけは、ここで指摘しておきたい。競争的原理の導入や効率的運営を強調し、経済効率と費用対効果を大学改革の第一基準としていることなどはその現れである。「民」の論理でいえば、ボトムアップ方式をとる「大学の自治」方式の再生（日本）や創造（中国）と、「人を本^{もと}とする」教育と研究のあり方が、両国それぞれの高等教育改革の進むべき道として、あらためて検討されなければならないはずである。この点についても、今後の検討課題として、引き続き両国の改革の行方を注視していきたいと思う。

附・「中華人民共和国高等教育法」(試訳)

(1998年8月29日第9期中華人民共和国人民代表大會常務委員會第4次會議通過
1998年8月29日中華人民共和国主席令第7号公布
1999年1月1日施行)

第1章 総則

第1条 【立法目的】 高等教育事業を發展させ、科学教育による国家振興戦略を実施し、社会主義下での物質文明と精神文明を促進するため、憲法および教育法に基づき、本法を制定する。

第2条 【適用範囲】 中華人民共和国国内において高等教育活動に携わる者には、本法が適用される。

本法にいう高等教育とは、高級中等教育の修了を基礎条件として実施される教育をさす。

第3条 【指導原則】 国は、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論を指導原理として堅持し、憲法により確定された基本原則を遵守し、社会主義的高等教育事業を發展させる。

第4条 【教育目的】 高等教育は、国の教育方針を貫徹し、社会主義現代化の建設に奉仕し、生産労働にあわせて、被教育者をして徳・智・体などの各方面において全面的に發展した社会主義事業の建設者およびその継承人ならしめなければならない。

第5条 【高等教育の目的】 高等教育の任務は、開拓精神と実践能力を備えた高度のスペシャリストを育成し、科学技術を發展させ、社会主義現代化の建設を促進することである。

第6条 【学校運営の形式】 国は、經濟建設ならびに社会發展の需要に基づき、高等教育の發展計画を制定し、高等学校を運営するとともに、積極的に高等教育事業を發展させるさまざまな形式を採用する。

国は、企業事業組織、社会团体およびその他の社会組織ならびに公民などの社会的力量を有する者が法の定めるところにより高等学校を運営し、高等教育事業の改革および發展に参与することを奨励する。

第7条 【高等教育改革】 国は、社会主義現代化の建設および社会主義市場經濟の發展という需要に照らし、類型ならびに段階にさまざまなものがある高等学校の實際状況に基づき、高等教育体制の改革および高等教育教学の改革を推進し、高等教育システムおよび資源配置を優良化し、高等教育の質量および効率性を向上させる。

第8条 【少数民族の高等教育】 国は、少数民族の特徴およびその需要に基づき、少数民族地域における高等教育事業の發展と少数民族への高度なスペシャリスト

の育成を補助支援する。

第9条 【高等教育を受ける公民の権利】 公民は、法の定めるところにより、高等教育を受ける権利を享受する。

国は、少数民族の学生および経済的に困難な学生が高等教育を受けられるよう、措置を講じる。

高等学校は、障害を有する学生が、国の規定に符合し合格基準に達しているときは、その入学を認めなければならない。障害を理由としてその入学を拒絶してはならない。

第10条 【高等学校における自由の保障】 国は、法の定めるところにより、高等学校における科学研究、文学芸術創作その他の文化活動の自由を保障する。高等学校において科学研究、文学芸術創作その他の文化活動に携わる者は、法律を遵守しなければならない。

第11条 【高等学校の管理】 高等学校は、社会のために配慮し、法の定めるところにより自主的に学校を運営し、民主的管理を行わなければならない。

第12条 【高等学校の交流および提携】 国は、高等学校相互間ならびに高等学校、科学研究機関および企業事業組織間において提携を發展させ、互いのメリットで補い合わせ、教育資源の利用効率を高めさせることを奨励する。

国は、高等教育事業の国際交流と協力を奨励し、これを支持する。

第13条 【管理体制】 国務院は、全国の高等学校を統一的に指導し、これを管理する。省・自治区および直轄市の人民政府は、自らの行政区域内における高等教育事業を統一的に計画案配し、これを調整する。また、地域のために人材を育成しかつ国務院が管理を授權した主要な高等学校を管理する。

第14条 【管理部門の分掌】 国務院の教育行政部門は全国の高等教育活動を主管するとともに、国務院によって確定されかつ全国のために人材を育成する主要な高等学校を管理する。国務院その他の関連部門は、国務院が規定する職責の範囲内において、関連する高等教育活動に責任を負う。

第2章 高等教育の基本制度

第15条 【教育方式】 高等教育には、学歴教育および非学歴教育が含まれる。

高等教育は、全日制および非全日制による教育形式を採用する。

国は、ラジオ、テレビ、通信その他の遠隔教育方式を採用し高等教育を実施することを支持する。

第16条 【学歴教育】 高等学歴教育は、専科教育、本科教育および大学院教育に分けられる。

高等学歴教育は、下に掲げる学業基準に適合しなければならない。

(1) 専科教育は、当該専門に必須の基礎理論、専門知識を学生に掌握させ、専

門実務に携わる上での基本技能および初歩能力を持たせるものでなければならない。

- (2) 本科教育は、当該学科・専門に必須の基礎理論、基本知識を比較的系統立てて学生に把握させ、当該専門に必要な基本技能、方法およびこれに関連する知識を掌握させ、当該専門実務または研究活動に携わる上での初歩的能力を持たせるものでなければならない。
- (3) 修士課程教育は、当該学科の堅固な基礎理論、系統立った専門知識を学生に掌握させ、相応の技能、方法およびこれに関連する知識を掌握させ、当該専門実務または科学研究活動に携わる能力を持たせるものでなければならない。博士課程教育は、当該学科の堅固かつ広範な基礎理論、系統的に掘り下げた専門知識および相応の技能ならびに方法を学生に掌握させ、当該学科の創造的科学研究または実務に独立して携わる能力を持たせるものでなければならない。

第17条 【修業年限】 専科教育の基本修業年限は2年ないし3年とし、本科教育の基本修業年限は4年ないし5年とする。修士課程教育の修業年限は2年ないし3年とし、博士課程教育の基本修業年限は3年ないし4年とする。非全日制高等学歴教育の修業年限は適切に延長しなければならない。高等学校は実際の必要に応じて、主管する教育行政部門の批准を得た上で、当該学校の修業年限を調整することができる。

第18条 【教育実施機構】 高等教育は、高等学校およびその他の高等教育機関によって実施される。

大学および独立して設置された学院は、主として本科および本科以上の教育を実施する。高等専科学校は専科教育を実施する。国務院教育行政部門の批准を得たときは、科学研究機構は大学院教育の任務を受け持つことができる。

その他の高等教育機構は、非学歴高等教育を実施する。

第19条 【入学方式】 高等中級教育を卒業またはこれと同等の学歴を有する者は、入学試験に合格し、相応の学歴教育を実施する高等学校の入学許可を得ることにより、専科もしくは本科生としての入学資格を取得する。

本科を卒業またはこれと同等の学力を有する者は、入学試験に合格し、相応の学歴教育を実施する高等学校または批准を得て大学院教育の任務を受け持つ研究機構の入学許可を得ることにより、大学院修士課程への入学資格を取得する。

大学院修士課程を修了またはこれと同等の学力を有する者は、入学試験に合格し、相応の学歴教育を実施する高等学校または批准を得て大学院教育の任務を受け持つ研究機構の入学許可を得ることにより、大学院博士課程への入学資格を取得する。

特定の学科および専門の本科卒業生は直接博士課程への入学資格を取得することが許される。その具体的な方法は、国務院教育行政部門がこれを規定する。

第20条 【学生の卒業】高等学歴教育を受ける学生には、その修業年限および学業成績等に基づき、在籍する高等学校または批准を得て大学院教育の任務を受け持つ研究機構が、関連する国の規定に照らし、相応の学歴証書もしくはその他の学業証書を交付する。

非学歴高等教育を受ける学生には、在籍する高等学校またはその他の教育機構が、相応の卒業証書を交付する。卒業証書には、修業年限および学業内容が明記されなければならない。

第21条 【独学試験生の卒業】国は、高等教育独学試験制度を実施する。独学試験に合格した者には、相応の学歴証書またはその他の学業証書を交付する。

第22条 【学位制度】国は学位制度を実施する。学位は、学士、修士および博士に分かれる。

公民は、高等教育を受け、また独学により、その学業水準が国の規定する学位基準に達したときは、学位授与機関に相応の学位の授与を申請することができる。

第23条 【継続教育】高等学校およびその他の高等教育機構は、社会の需要および自己の学校運営条件に従い、継続教育活動の実施を受け持つことができる。

第3章 高等学校の設立

第24条 【学校運営の基本要求】高等学校の設立にあたっては、国の高等教育発展計画に符合し、国家の利益および社会の公共の利益に符合しなければならない。営利を目的としてはならない。

第25条 【高等学校設立の基本条件】高等学校の設立にあたっては、教育法の規定する条件を備えなければならない。

大学または独立して設置された学院は、教学上および科学研究上においていっそう大きな力量と高度の水準を備え、本科および本科以上の教育を十分に実施できるものでなければならない。大学は、さらに、国が規定する3つ以上の学科コースを主要学科として必ず置かなければならない。高等学校を設立する具体的な基準については、国務院がこれを制定する。

その他の高等教育機構の具体的な基準については、国務院により授権された関連部門もしくは省、自治区、直轄市の人民政府が国務院の定める原則に基づきこれを制定する。

第26条 【名称】高等学校の設立にあたっては、その段階、類型、設置する学科類型、規模、教学および研究水準に基づき、相応の名称を使用しなければならない。

第27条 【申請資料】高等学校の設立を申請するには、審査機関に以下の資料を提出しなければならない。

- (1) 設立趣意報告書
- (2) 設立を可とするを論証できる資料

- (3) 章程
- (4) 審査機関が本法の規定に照らして提出を求めるその他の資料

第28条 【章程の内容】高等学校の章程には、以下の事項を規定しなければならない。

- (1) 学校の名称、設置場所
- (2) 学校経営の主旨
- (3) 学校経営の規模
- (4) 設置する学科コース
- (5) 教育形式
- (6) 内部管理体制
- (7) 財源、財産および財務制度
- (8) 学校経営者と学校間の権利義務
- (9) 章程改正手続
- (10) その他章程に定める必要事項

第29条 【審査権限】高等学校の設立については、國務院教育行政部門がこれを審査する。そのうち、専科教育を実施する高等学校の設置については、國務院からの授権により、省、自治区または直轄市の人民政府がこれを審査することができる。設立審査の規定条件に符合しない高等学校およびその他の高等教育機関に対しては、國務院教育行政部門が取消を行なう権利を有する。

高等学校の設立審査には、専門家により組織される評議会の評議を求めなければならない。

高等学校およびその他の高等教育機構を分離、合併もしくは終了し、または名称、類別その他の重要事項を変更するときは、原審査機関の審査を受けるものとする。章程の改正については、原審査機関の認可を求めなければならない。

第4章 高等学校の組織および活動

第30条 【法律上の地位】高等学校は、設立批准の日から法人格を取得する。高等学校の校長は、高等学校の法定代表人である。

高等学校は、民事活動上、民事権を取得し、民事責任を負う。

第31条 【高等学校の職能】高等学校は、人材の育成を中心とし、教学、科学研究および社会サービスを展開し、教育教学の質量が国の規定する基準に達することを保証しなければならない。

第32条 【募集方法の制定】高等学校は、社会的需要、学校運営の条件および国の査定する学校運営規模に基づき、学生の募集方法を制定し、学科募集人員割合を自主的に調整する。

第33条 【学科、専攻の設置と調整】高等学校は、法の定めるところにより、学科、

専攻を自主的に設置または調整する。

第34条 【**教学活動**】 高等学校は、教学上の必要性に基づき、自主的に教学計画を制定し、教材を選定編集し、教学活動を組織しこれを実施する。

第35条 【**科学技術および社会サービス**】 高等学校は、自己の条件に基づき、自主的に科学研究、技術開発および社会サービスを展開する。

国は、高等学校が企業事業組織、社会团体その他の社会組織と科学研究、技術の開発ないし普及などの方面において多様な形式で協力するよう奨励する。

国は、条件を満たした高等学校が国家科学基地となることを支持する。

第36条 【**対外交流と提携**】 高等学校は、関連する国の規定に照らし、国外の高等学校との間で、科学技術文化の交流および協力を自主的に促進する。

第37条 【**内部機構の設置と教師評定**】 高等学校は、実際の必要性と簡素化・効率化の原則に基づき、教学、科学研究、行政機能部門など内部組織機構の設置ならびに人員の配置につき、自主的にこれを確定する。高等学校は、関連する国の規定に照らし、教師およびその他の専門技術人員の職務を評定し、手当ておよび給与の配分を調整する。

第38条 【**財産管理**】 高等学校は、創業者が提供した財産、国家財政性を有する援助資金、受贈した財産について、法の定めるところにより自主的にこれを管理し使用する。高等学校は、教学および科学研究活動に用いるべき財産を他の用に供してはならない。

第39条 【**中国共産党委員会**】 国が運営する高等学校は、中国共産党の高等学校基層委員会の指導のもとに校長責任制を実施する。中国共産党の高等学校基層委員会は、中国共産党の章程および関連規定に照らし、学校業務を統一的に指導し、校長が職権を行使するにあたり独立して責任を負うことを支持する。その指導職責は、主に次のものをいう：中国共産党の路線、方針、政策を執行し、社会主義的な学校経営方向を堅持すること。学校の思想政治活動および德育活動を指導すること。学校内部組織機構の設置および内部組織機構の責任者の選任につき討論決定すること。学校の改革、発展および基本管理制度など需要事項につき討論決定すること。人材育成を中心とする諸任務の完成を保証すること、である。

民間の力によって運営する高等学校の内部管理体制は、民営学校に関する国の規定に照らして確定する。

第40条 【**校長の任免**】 高等学校の校長の職は、教育法が規定する任用条件に符合する公民がこれを担当する。

高等学校の校長、副校長は、関連する国の規定に照らして任免される。

第41条 【**校長の職権**】 高等学校の校長は、当該学校の教学、科学研究およびその他の行政管理業務につき全面的に責任を負い、下に掲げる職権を行使する。

(1) 発展計画を画定し、具体的規則および年度業務計画を制定し、かつこれを組織し実施すること

- (2) 教学活動、科学研究および思想人徳教育を組織すること
- (3) 内部組織機構の設置プランを画定し、副校長の人選を行いこれを推薦し、内部組織機構の責任者を任免すること
- (4) 教師およびその他の学内職員を任用または解任し、学生に対し学籍管理を行ない、かつ学生に対し奨励もしくは処分を実施すること
- (5) 年度経費予算計画を画定し、これを執行すること。また、学校財産を保護管理し、学校の合法的權益を維持すること
- (6) 章程に規定するその他の職権

高等学校長は、校長事務会議または校務会議を主宰し、前号に規定する関連事項を処理する。

第42条 【學術委員会】高等学校は、學術委員会を設置し、学科・専攻の設置ならびに教学・科学研究計画プランを審議し、教学・科学研究など関連する學術事項につき評定を行なう。

第43条 【教職員代表大会】高等学校は、教師を主体とする教職員代表大会などの組織形式を通じて、法の定めるところにより、教職員が民主的管理および監督に参与することを保障し、教職員の合法的な權益を擁護する。

第44条 【教学評価】高等学校の学校運営水準、教育の質については、教育行政部門の監督および同部門による評価を受ける。

第5章 高等学校の教師およびその他の教育職員

第45条 【教師の権利義務】高等学校の教師およびその他の教育職員は、法律に規定する権利を享有するとともに、法律に規定する義務を履行し、人民の教育事業に忠誠を尽くす。

第46条 【教師の資格】高等学校は、教師資格制度を実施する。憲法および法律を遵守し、教育事業を熱烈に愛し、良好な思想人徳を有し、大学院もしくは大学本科の卒業学歴を有し、相応の教学能力を有し、合格認定を受けたすべての中国公民は、高等学校教師資格を取得することができる。大学院もしくは学部本科の学歴をもたない公民については、ある程度学習を深め、国家教師資格試験に合格し、合格認定を受けることによって、高等学校教師資格を取得することができる。

第47条 【教師の職務】高等学校は、教師職位制度を実施する。高等学校教師の職位は、学校が受け持つ教学・科学研究等の任務上の必要性に基づき設置される。教師の職位として、助手、講師、副教授、教授を設ける。

高等学校教師が前段に規定する職位を取得するには、以下に掲げる基本条件を具備しなければならない。

- (1) 高等学校教師資格を取得していること
- (2) 当該学科の基礎理論を系統的に把握していること

- (3) その職位にふさわしい教育教学能力および科学研究能力を有しているこ、
- (4) その職位にふさわしい課程および規定課目時間数の教学任務を受け持つこと

教授および副教授は、以上の基本職務条件のほか、当該学科につき、系統的かつ堅実な基礎理論および比較的豊富な教学・科学研究経験を備え、教学成績が顕著で、論文もしくは著作が比較的高水準に達し、あるいは突出した教学・科学研究成果を有していなければならない。

高等学校教師の職位に関する具体的な任用条件は、国务院がこれを規定する。

第48条 【教師の任用】高等学校は、教師任命制を実施する。評定により任用条件を備えた教師は、当該職位の職責、条件および任期に照らして、高等学校がこれを任用する。

高等学校教師の任用は、双方の平等自由意志の原則に従うものとし、高等学校長および任用教師間で任用契約を締結するものとする。

第49条 【管理及び教学補助の人員】高等学校の管理員は、教育職員制度を実施する。高等学校の教学補助員その他の専門技術職員については、専門技術職位任用制度を実施する。

第50条 【教師の権益の保護】国は、高等学校教師およびその他の教育職員の合法的権益を擁護し、高等学校教師その他の教育職員の勤務条件および生活条件の改善を行なう。

第51条 【人員の査定】高等学校は、教師が育成訓練へ参加し、または科学研究を展開し、もしくは学術交流を行なうために、便利な条件を提供しなければならない。

高等学校は、教師・管理人および教学補助人ならびにその他の専門技術職員の思想政治表現、職業道德、職務水準および業務実績に対して査定を行わなければならない。査定の結果は、任用、解任、昇級、奨励もしくは処分の根拠となる。

第52条 【職責遂行】高等学校の教師、管理員および教学補助人ならびにその他の専門技術職員は、教学および人材育成の中心として、当該職務に精勤しなければならない。

第6章 高等学校の学生

第53条 【学生の義務と権利】高等学校の学生は、法律、規則を遵守し、学生行為規範および学校の各管理制度を遵守するとともに、教師を尊敬し、刻苦勉学に励み、身体を鍛え、愛国主義・集団主義および社会主義思想を樹立し、マルクス主義・毛沢東思想・鄧小平理論の学習に努め、良好な思想人徳を備え、比較的高度な科学文化知識および専門技能を掌握しなければならない。

高等学校の学生の合法的な権益は、法律上の擁護を受ける。

第54条 【学費】 高等学校の学生は、国の規定のとおり学費を納めなければならない。

家庭の経済が困難な学生は、補助または学費減免の申請を行なうことができる。

第55条 【奨学金・助学金および貸与金】 国は、奨学金を設立するとともに、高等学校・企業事業組織・社会团体およびその他の社会組織ならびに個人が関連する国の規定に照らして各種の奨学金を設立することを奨励する。また国は、品格・学習ともに優秀な学生、国が規定する専攻の学生および国が規定する地域で働く学生を奨励する。

国は、高等学校勤労学生助成基金および貸与金を設立するとともに、高等学校・企業事業組織・社会团体およびその他の社会組織ならびに個人が各種の助成金を設立することを奨励する。家庭経済の困難な学生に対しては、援助を提供する。

貸与金もしくは助成金を得た学生は、相応の義務を履行しなければならない。

第56条 【勤労助学】 高等学校の学生は、課外余暇時間に社会サービスもしくは勤労助学活動に参加することができる。ただし、学業任務の達成に影響を及ぼすものであってはならない。

高等学校は、学生の社会サービスもしくは勤労助学活動を奨励支持するとともに、その指導管理を行わなければならない。

第57条 【学生団体】 高等学校の学生は、校内において学生団体を組織することができる。学生団体は、法律、規則の定める範囲内において活動し、学校の指導管理に服する。

第58条 【学生の卒業】 高等学校の学生で、思想人徳に合格し、規定の修業年限内において規定の課程を修了し、合格の成績を収めまたは相応の単位を履修した者は、卒業を許可する。

第59条 【就職】 高等学校は、卒業生および修了生に就職指導および同サービスを提供しなければならない。

国は、高等学校卒業生が辺境、困難な地域に就職することを奨励する。

第7章 高等教育投資および条件の保障

第60条 【投資方法】 国は、財政割当金を主とし、その他の多くのルートで調達する高等教育経費を従とする体制を確立し、高等教育事業の発展を経済社会発展の水準に対応させる。

国務院および省、自治区、直轄市人民政府は、教育法第55条の規定に照らし、国が設立する高等教育の経費を逐次増額することを保証する。

国は、企業事業組織、社会团体およびその他の社会組織もしくは個人が高等教育に投資することを奨励する。

第61条 【創設者の投資義務】 高等学校の創設者は、安定した学校運営財源を保証

しなければならず、投入した学校運営資金を回収することはできない。

第62条 【経費の支出および調達基準】 国務院教育部門は、国務院のその他の関係部門とともに、在校生一人あたりの年間教育コストに基づき、高等学校年経費の支出基準および調達の基本原則を規定することができる。省、自治区、直轄市の人民政府の教育部門は、関係部門とともに、当該行政区域内における高等学校年経費の支出基準および調達方法を定めることができる。これを、創業者および高等学校が学校運営経費を調達するための基本的根拠とする。

第63条 【優遇政策】 国は、高等学校が図書資料、教学科研設備を輸入し、または産業活動を行なう場合には、優遇政策を実施する。高等学校が産業活動を行ない、または知的財産その他の科学技術上の成果を譲渡して得た収益は、高等学校の運営に用いるものとする。

第64条 【学費の管理および使用】 高等学校が受領した学費は、関連する国の規定に照らして管理使用すべきものとし、その他のいかなる組織もしくは個人もこれを流用してはならない。

第65条 【財務管理】 高等学校は、法の定めるところにより、健全な財務管理制度を確立し、教育経費を合理的に使用し、これを厳格に管理し、教育投資効率を高めなければならない。

高等学校の財務活動は、法の定めるところにより、監督に服さなければならない。

第8章 附則

第66条 【処罰】 高等教育活動中、教育法の規定に違反した者は、関連する教育法の規定に照らして処罰する。

第67条 【外籍教師】 外国人は、国の規定する条件に符合しかつ関連する手続を完了した後において、中国国内で学習、研究し、または学術交流を行いあるいは教職に就くことができる。その合法的な権益は、国がこれを保護する。

第68条 【高等学校の範囲および本法の対人効力】 本法にいう高等学校とは、大学、独立して設置される学院および高等専門学校を指す。高等職業学校および成人高等学校も、これに含める。

高等学校に関する本法の規定は、その他の高等教育機構および批准を受け大学院生教育の任務を受け持つ科学研究機構にも適用される。ただし、専ら高等学校に関わる規定についてはその限りでない。

第69条 【効力発生時期】 本法は、1999年1月1日から施行する。

参考文献

- 许崇德主编「中国宪法第3版」中国人民大学出版社、2006年
本书编写组「宪法和宪法修正案辅导读本」中国法制出版社、2004年
湖南省教育厅编「高等教育学」湖南大学出版社、2005年
湖南省教育厅编「高等教育法规概论」湖南大学出版社、2005年
法律出版社法规中心编「教育法律手册 2005年版」法律出版社、2005年
樋口陽一・吉田善明編「解説世界憲法集（第4版）」三省堂、2001年
本間・鈴木・高見澤著「現代中国法入門（第3版）」有斐閣、2003年
熊達雲著「現代中国の法制と法治」明石書店、2004年

インターネット検索源

- 中国教育和科研计算机网 <http://www.edu.cn>
中华人民共和国教育部 <http://www.moe.edu.cn>